

第 3 号

9月17日（火）

平成25年第3回氷川町議会定例会会議録（第3号）

平成25年9月17日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程（第3日目）

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 承認第 4号 | 専決処分の報告及び承認について |
| 日程第 2 | 議案第39号 | 氷川町子ども・子育て会議条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第40号 | 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について |
| 日程第 4 | 議案第41号 | 氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第42号 | 氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を
改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第43号 | 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第44号 | 平成25年度氷川町一般会計補正予算（第2号）につい
て |
| 日程第 8 | 議案第45号 | 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第
2号）について |
| 日程第 9 | 議案第46号 | 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について |
| 日程第10 | 議案第47号 | 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算（第2号）
について |
| 日程第11 | 議案第48号 | 平成25年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第1
号）について |
| 日程第12 | 認定第 1号 | 平成24年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定につい
て |
| 日程第13 | 認定第 2号 | 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
の認定について |
| 日程第14 | 認定第 3号 | 平成24年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認
定について |
| 日程第15 | 認定第 4号 | 平成24年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の
認定について |
| 日程第16 | 認定第 5号 | 平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算
の認定について |

- 日程第17 認定第 6号 平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議会改革調査特別委員会報告の件
- 日程第19 小川竜北インター建設促進対策調査特別委員会報告の件
- 日程第20 氷川町中心市街地活性化調査特別委員会報告の件
- 日程第21 陳情第 2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について（総務常任委員長報告）
- 日程第22 陳情第 3号 道州制導入に反対する意見書について（総務常任委員長報告）
- 日程第23 発委第 1号 氷川町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 発委第 2号 氷川町議会基本条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 発委第 3号 地方自治法第96条第2項に規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第1 発議第7号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について
- 追加日程第2 発議第8号 道州制導入に断固反対する意見書について
- 日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番 三浦賢治	2番 田中照男
3番 江崎悟	5番 松田達之
6番 上田俊孝	7番 上田健一
10番 吉川義雄	11番 有田芳人
12番 片山裕治	13番 坂本悦男
14番 永田義昭	15番 笠原良一

4. 欠席議員はなし。

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 陳野信次 書記 河野香織

6. 説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本一臣	教育長	廣瀬 亀
総務課長	河崎澄男	企画財政課長	平 逸郎
税務課長	野田俊明	町民環境課長	中島 正
健康福祉課長	山下 剛	農業振興課長	稲田和也
農地整備課長	河野正利	建設下水道課長	森田寿也
総務振興課長	西尾正剛	商工観光課長	前田昭雄
会計管理者	濤岡美智代	学校教育課長	今田辰彦
生涯学習課長	木本栄一	農業委員会事務局長	草野 信一
代表監査委員	遠山正敬		

開議 午前10時00分

-----○-----

- 議長（笠原良一君） 皆さん、おはようございます。これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

-----○-----

日程第1 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

- 議長（笠原良一君） 日程第1、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから承認第4号を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、承認第4号は、承認することに決定しました。

-----○-----

日程第2 議案第39号 氷川町子ども・子育て会議条例の制定について

- 議長（笠原良一君） 日程第2、議案第39号、氷川町子ども・子育て会議条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

はい、吉川議員。

- 10番（吉川義雄君） 2点ほどお伺いしたいと思います。

この条例の制定の目的というのは、子ども・子育て支援新制度、いわゆる新システムを準備するためのものだというふうに思います。なかでも保育制度等が大きく変わるということで、いろんな意見も出ているかと思います。条例を制定するわけ

ですが、国は地方に対しては、自治体の場合は設置について努力義務だというふうになっていると思うんですが、その点どうなんでしょうか。いわゆる法第77条第1項はそのことかなというふうに思います。

それから準備する段階で委員の選定というのがあると思うんですが、その中でやはりこの会議の委員については、父母始め、保護者あるいは保育関係者、地域の人たちの要求が正しく反映させることが第一というふうに考えています。それで第3条の委員の選定が特に大事になってくると思いますが、この委員の中で保育関係者、また父母・保護者の数等についてお聞かせください。考えられている点をお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 今のご質問でございますけれども、2点。

まず、努力義務ではないかという部分と、もうひとつは、委員の今計画している部分の保育関係の数ということでご質問賜ったと思っておりますが、まず1点目でございますけれども、努力義務といいますのは、法の中では今質問がありましたように、合議制機関設置による策定という中で、市町村は努力義務ですよということで、法ではうたっております。ただし、中身を精査していきますと、当然、要は子ども・子育て会議という合議制機関がどうしても必要になってくるという判断でやっております。中身につきましては、要はじかに保護者の方々のまた、保育現場の方々のご意見を賜り、それを随時検討していく中で、一回きりでは収まらないと考えておまして、当然会議を設置し随時会議の中で、諮問機関という体制の中で町のほうに提案していただく必要があるかということで、この条例を上程したところでございます。

また、2点目でございますが、今、本課が考えておりますのは、保育現場の方々に、大体8名ほどどうでしょうかということと考えておりますが、実際に今、吉川議員さんがご要望の中にもあったと思っておりますけれども、保育関係者の中でじかに、要は保護者の意見をより反映すべくメンバーの方々の検討をしていきたい。選定をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 第77条の中で、市町村は条例で定めるところについて、次に掲げる事務を処理するため審議会、その他の合議制の機関を置くように努めるものとするというふうになっています。

第2条の中に、うちの条例の第2条の中に、子育て会議は、法第77条第1項の各号に掲げる事務を処理するものとするということで出されていますが、第77条

の処理する項目、第1項は特定教育保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理することということで、一応、私もちょっと調べてみたんですが、その第31条第2項の中に、子育て支援にかかわる当事者の意見を聞かなければならないというふうになっていると思いますが、そのとおりかどうか。それで、やはり現場の人たちの意見、声というのが特に大事だというふうに思いますので、課長が言われたように、そういったことで人員の選定をやっていただきたいというふうに思います。人員の選定に当たって、ほかのいろんな委員さんの中に、町の請負業者をされている方なんか入ってるのもあるわけですが、私はやはり、公平中立な立場に立てる人をやはり入れるべきじゃないかなと思いますので、その2点どうでしょうか。

最初に言った点、77条でいっている31条第2項、保育定数の問題だと思うんですけど。

○議長（笠原良一君） 町民環境課長。

○町民環境課長（中島 正君） 2点ございまして、現場の声とか意見を聞くためにどうかということでありまして、実際に、この子ども・子育て会議といいますが、市町村が行う事業、特に子ども・子育て支援事業計画に従った形で内容を検討していただくということで示されておりますので、その中身についてはご存じかと思っておりますけれども、市町村が保育所、保育園の定数の問題、それに合わせてこれからは幼稚園も合わせた形で市町村が窓口になって調整していく必要があるだろうということで、今示されております。そういう部分からして当然、委員の中にも検討の中にも保育園、そして文科省所管でありました幼稚園の部分の声を反映させていきたい。それによって計画書を策定していきたいということで、仕事を検討していただきたいというふうに考えております。

なお、検討委員会の中におきましては、あくまでも現場の声ということを中心に反映させて検討していきたいというふうに思っておりますので、公平な立場の方の選定ということは、当然前提として考えております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） この子ども・子育て支援法の第2条の中に議案の審議のときに課長も言われたように、子ども・子育て支援は誰が第一義的責任を負うか、保護者ですという質疑の中でありました。そのとおり、この2条では子ども・子育て支援は、父母、その他の保護者が第一義的責任を有するそういう認識のもとにこれからやっていくんだというふうになってますが、やはりこれまで子どもの保育に関して言えば、自治体の責任というのが大きくなってたわけですね、そういった点を

考えれば、やはりどうしてもこれは進んでいこうというふうに思いますので、まさに中立の立場で、きちっと意見が言える人をぜひ、今後選んでいただきたいというふうに思います。答弁はいいです。

以上です。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 議案第40号 氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第3、議案第40号、氷川町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第40号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第41号 氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第4、議案第41号、氷川町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第42号 氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第5、議案第42号、氷川町ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第6 議案第43号 氷川町下水道条例の一部を改正する条例について

- 議長(笠原良一君) 日程第6、議案第43号、氷川町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第44号 平成25年度氷川町一般会計補正予算(第2号)について

- 議長(笠原良一君) 日程第7、議案第44号、平成25年度氷川町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第45号 平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

○議長（笠原良一君） 日程第8、議案第45号、平成25年度氷川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行います。ページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

[[「質疑なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[[「ありません」と呼ぶ者あり]]

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第46号 平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○議長（笠原良一君） 日程第9、議案第46号、平成25年度氷川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページ

で行いますのでページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第47号 平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)
について

○議長（笠原良一君） 日程第10、議案第47号、平成25年度氷川町介護保険特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 1 議案第 4 8 号 平成 2 5 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

○議長（笠原良一君） 日程第 1 1、議案第 4 8 号、平成 2 5 年度氷川町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに 3 回までとします。全ページで行いますのでページと項目を指定してください。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 4 8 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、議案第 4 8 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 1 2 認定第 1 号 平成 2 4 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第 1 2、認定第 1 号、平成 2 4 年度氷川町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに 3 回までとします。ページと項目を指定します。

歳入の 1 3 ページ町税から 4 0 ページ町債まで、質疑はありませんか。

吉川議員。

○1 0 番（吉川義雄君） まず、1 4 ページ町税について、町税の滞納は課の徴収の努力の結果、前年度よりも滞納額は減ったわけですが、一番の理由は何というふうに考えておられますか。

2 点目、滞納額は国保税を入れれば残念ながら 4 年連続 1 億円を超えているかというふうに思います。このことについては、担当課もそうですが、執行部はどのように考えておられるのか。

もう1点、滞納額が10万未満の滞納者数というのは331名というふうに審査の中で伺いました。300万円以上の滞納者が2名おられるということですが、この人たちの職業は何をされているのでしょうか。あわせて、この人たちの支払い能力についてどのように判断されているか、歳入のかかわりで、町税滞納について3点ちょっとお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） ただいまの吉川議員の質問の第1点、今回滞納額が少なくなった要因というのは、4月にですね、大口の滞納者のですね、公売を実施しました。それによる、換価による影響と2月にですね、もう1件大口の滞納案件が整理されたということです。

2番目に国保を1億円ですね、ここ数年1億円滞納額が超えてるということですが、やはり昨今の経済事情がございまして、国保税の滞納の増額というのは否めないということです。

それと3番目の10万円未満が331名ということでしたけれども、すみません。このところは10万円未満の300名がどういう。300万円以上の2名ですね。職業は、1人は農業です。イチゴを作付けされております。もうひとりは、サラリーマンです。この方の住民税に関してはですね、特別徴収で毎回収めてございましてけれども、ちょっと道路関係の問題がございましてですね、いろいろ諸問題が発生しているところです。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 審査の中もそうですが、監査意見書も読んでみまして、その中で減ったということは私は努力されたんだなと思います。聞きますと大口関係の公売処理あるいは整理をしたということでもあります。町の収入にとっては、この税収というのが本当に大きいわけですので、ここは支払い能力のある人からはやっぱりきちっと徴収するという努力が必要だというふうに思います。担当課だけではなかなか実際は今ありましたように、国保税も含めて1億円を超えているわけですので、財政の担当課の方はこの滞納1億円を超えているということについてどう考えておられますか。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 現在、自主財源、これは税を中心としたものが約26%ほどであります。今後、この税収を伸ばしていくことがですね、一番の目的かというふうに考えております。

現段階におきましては、税収の伸び、滞納の整理、そういったことにより自主財

源率を少しでも上げたいというふうに財政担当のほうは考えております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 審査のときに、担当課からいただきました本町の徴収実績を見てみますと、ベストテン、よく頑張っているほうに入っているのかなというふうに思いますが、先ほど言いました300万円以上の滞納者があるんだというのも審査の中で知りました。なかなか実際は収入が思うように入ってこないとかいろいろなことで払えないという人が私はほとんどだというふうに思うわけですが、さっきの話でいきますと、農業をされている、あるいはサラリーマンの方だということですので、やっぱり滞納を、納税を積極的にしてもらうように、これはぜひ、積極的に努力をしていただきたいと思います。

そして、国保税の滞納の話がありましたが、国保税にしても前年度から約300万ほどですか、滞納額が減っているんですね。だから一定の努力があったというふうに思いますので、そこをぜひ、積極的にこの300万、大口については努力をしていただきたいというふうに思いますが、その点だけお答えください。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） はい。この300万の大口の、先ほどのイチゴ農家の方の話をしましたけれども、先般、奥様の方がですね納税相談に見えられました。その中で、私が直々に近いうちに臨戸訪問いたしまして、経営主の方とお話をしたいというふうに思っております。

もう1件ですねサラリーマンの方、これはですね、実際、財産は持ってらっしゃいます。収入もございます。ただ、いかんせん先ほども申し上げましたようにですね、道路関係の問題でですねちょっと行政に対して不満があられるということでなかなか話がすまないところでございます。この件に関しましてもですね今後、その方とですね直に接触いたしまして納税の義務をですね認識していただく方向でですね調整を図っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠原良一君） いいですね。ほかにありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今の話と関連してるわけですが、不納欠損についてひとつだけお伺いしたいというふうに思います。

今回、不納欠損で処理された金額が国保税を除くと102名、290万。国保税が35名でこれも250万ほどかなというふうに思うんですが、処理された最大の理由は何でしょうか。

前年度は生活困窮というのが、前々年度はほとんどだったわけですが、あと行方

不明といいますか、そういったのもあるのかなと思いますが、その数字等も含めてどのようにして処理されたか。

○議長（笠原良一君） 税務課長。

○税務課長（野田俊明君） ただいまの吉川議員の質問にお答えします。

不納欠損の割合ですけれども、所在不明が50件、全体の49.5%で326万8,000円になっております。同じく生活困窮者49件で全体の48.5%、307万8,000円。会社倒産がですね、2件で全体の2%、5万3,000円というふうになっております。この会社倒産につきましてはですね、以前から会社が倒産されているものでして、固定資産税が発生しております。その分をですね管財人あてに納付書は送付しておりますけれども、これはもう処理ができないということで、例年あがっている2件でございます。

以上です。

○議長（笠原良一君） いいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、歳出の41ページ議会費から67ページ上段の監査委員費まで、質疑はありませんか。

41ページから67ページです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に67ページ民生費から91ページ衛生費のし尿処理費まで、質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 70ページ負担金補助及び交付金で、いきいきサロン事業委託料ですが、審査のときも意見は出しましたけども、町長も会合の中でぜひ、すべての地区でやっていただきたいというふうに言われました。やはり引きこもりをなくすいろんな意味で、これは効果が上がっているかと思うんですが、前年度より2地区増えて25地区になったということでもあります。全地区で行うためにこの1年間どういった努力をされたのでしょうか。しかし、結果として伸びなかったわけですので、その理由。また今後の対策はどのように考えておられるのか。

もうひとつは、高齢者の人に話を聞きましたらやはり血圧を測ったりとかいろいろそういう話を聞いて参加したいと思うんだけどという声があったんですね。「ああ、そうですか」ということで話を聞きましたが、行きたいけどどうしていいかわからないという人も残されているんじゃないかなというふうに思うんです。それで、そういった人たちに対する参加のきっかけをつくる、そういったことも必要かと思うんですが、今後の対策のなかでそういったのは考えておられるのかお聞かせくだ

さい。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） まず、ご質問の第1点でございますが、加入促進とい
いますか、取り組みに向けましてどんな努力をしたのかということでございますけ
れども、今、お話がありましたように実績は2地区しか24年度中に増えなかった
わけですけれども、この「いきいきサロン」自主運営といえますか、地区で運営を
していただくというのが前提なものですから、地区でお世話をしていただく方が必
要になるというふうになるんですけれども、まずは、区長会、直接区長さんにお話
をしながら取り組みを進めてほしいということをお願いをしてきたところでござい
ます。結果的に2地区でございました。

それから参加のきっかけというのが必要ではないかというご質問でございますけ
れども、確かに、どんなふうに参加したらいいのかわからないというようなケース
も考えられるわけで、役場としてもその広報といえますか、制限なく参加できるん
だよということを広報していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 町長がいろんな会合で話があったかなというふうに思ってる
んですが、やはり私はこの事業は参加している人はものすごくいい好意をもってお
られるんですね、参加した人は。参加していない人といろいろ話を聞きますと、正
直言って中身を知らないもんだから「ええ、そんなのがあるの」という感じで、何
て言いますかね、町に対していろんな意見言う人、意外と行っておられない方が多
かったんです。私が聞いた中ではですね。町長はいろんな意味で全地区にというふ
うに言われて、何とかこれをもっと広げたいという思いがあったと思うんです。だ
から予算も組んで、しかし残念ながら不用額として残してしまったわけですので、
もっと区長にお願いする、地区で世話するというのもあるんですが、こんな楽しい
事業なんですよという、そういったのもっとこういろんな機会とか、区長さんた
ちにするのか、どうするのかちょっとあるけど、そういったのは考えておられませ
んか。よく執行部は協働、町民と一緒にやってやるんだと言われてますが、こうい
った事業がまさにそのとおりだと思うんですが、担当課長でもいいですし、町長の
今後の決意でもいいですが。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 取り組みにつきましては、先ほど課長が申し上げましたとおり
でございますけれども、あらゆる機会を通じてお願いをしております。区長会、ある
いは老人会の会合、あるいは民生委員さんの会合、あるいは福祉推進員の会合、あ

るいはふれあい大学での参加されます皆さん方への会合あたりでお願いをするんですけども、先ほど課長が申し上げましたとおり、最終的にはやはりお世話をしていただく方々が一番重要になってくるのかなというふうに思っております。

そういった意味で、これから、これまでもなんですけれどもいわゆるデモンストレーションという形でこういった形でできるんですよということをやって見せるということをしております。そういったところはですね、自然と立ち上がってくるんですね。やっぱりそういったところを少し力を入れていかないかなのかなというふうに思っておりますし、このふれあいきいき事業といいますのは、いつも言っておりますとおり高齢者の方々の生きがい、あるいは引きこもりをなくす、あわせていざというときにお互いに隣同士で助け合うそういった気持ちを醸成するのもこのいきいきサロンには大きな意味があるというふうに思っております、これからはいわゆる全地区、39地区で取り組んでいただけるように取り組みを進めてまいりたいと思っておりますし、やっぱり具体的に手をとってやる場所も必要かなと思っております。

それともうひとつは、それぞれ氷川町では地区づくり事業を推進をいたしております。地区づくりこれまでのいろいろな取り組みもありますけども、そういった地区づくり活動の中にこのふれあいきいきサロン事業というのをですね、位置づけをしていただきまして、地区全体で取り組んでいただけるような環境が整っていけば、より進んでいくのかなというふうに思っておりますので、地区づくりの担当課のほうにもですね、その点につきましてはまたお願いをする、あらゆる場面を通じてお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 天草のある集落のことがテレビでちょっと取り上げられて、これは災害のことを考えて放送されていたんですが、だから月に1回だったですかね、何カ月にも1回か集まりやっってるんだという話もありました。私はぜひですね、そういったようにつながるようにひとつこれはやっていただきたいなと思っております。

議長、80ページいいでしょうか。

○議長（笠原良一君） はい。

○10番（吉川義雄君） 福祉センター費について竜北福祉センターの燃料費、それから電気、上下水道料が毎年高くなっているということで、私は太陽光等も含めた対策をするとか、何かほかの方法で経費節約の方策を考えてはどうかということ、以前決算のときも言ってきました。ずっと調べてみますと前年度と比べてどれだけ減ったかという、例えば燃料費についていいますと、前年度から約650万減りました。約33%減っているんですね。電気料も39万7,000円、約40万円減

りました。上水道は51万5,000円ほど減って、前年度の半分になっているんですね。下水道は30%減りました。約60万ほど減ったわけですが、質疑の中でいろいろ聞きましたが、なかなかこれだけ減ったのが、ポンプの改修とか機械の修理とか話がありましたが、もっと早く手を打ってればこんなことにならなかったんじゃないかなというふうに思います。それでもう一度、減った最大の理由というのわかりますか。いろいろ私も考えたんですが、例えば風呂たきっぱなし、水流しっぱなしとかいろいろそういったのがあったんじゃないかなというふうに思うんです。毎日の使用状況がきちっと管理されていたのかなと、それをやっていればもっと早くこういった経費節約というのにはできたんじゃないかなという気もするんですね。その点、どうなんでしょうか。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 24年度につきまして、燃料費及び水道、下水道高騰しているということで、例年以上に経費がかかっていると。

○10番（吉川義雄君） いやいや前年度と比べて減ったんです。

○健康福祉課長（山下 剛君） すみません。前年度比べて、24年度改善といいますか、減っているということで。燃料につきましては、ボイラーの修繕が一番大きな原因というふうに考えているところでございます。

上水道の分につきましては、大きな原因としまして、露天風呂というのが竜北福祉センターにあるんですけれども、露天風呂現在、使用を中止しております。漏水といいますか、ひび割れによって漏水が発生して修理が必要なんですけれども、利用客数をみて現在のところは中止をしているというのが現状でございます。その分で水道代がその年高騰したというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） あの、高騰じゃなくて減ったんですよ。

例えば、平成21年度燃料費は1,200万、平成22年度が1,400万、平成23年度が2,000万に上がったんですよ。だから私は、こんなに高くなった価格が上がった、いろんなそういった話がありました。決算をする中で。それでこんなにお金がかかって、高くなるようだったら何か方法を変えないといけないんじゃないかなということで、そういったことを意見上げたわけです。今年は見事にそれが、平成24年度は1,300万に落ちた、650万ほど落ちたんですね。今、言われたようにボイラーを改修したということでした。上水道について言えば、平成21年度52万、平成22年度47万、平成23年度が103万、それで、えらい高いなというふうに思ったわけです。今年どうか52万2,570円、露天風呂をなくした

だけでこんな半分に減ったということでしょうか。私は、やはり管理をもっときちっとしたら、病気じゃないですが、えらい今月は水道がいつてるぞとか、燃料が余計かかっているぞと、何かあるんじゃないかと、そういった目で見えていかないとはいえないんじゃないかな。減ったことはいいことですので、その原因をしっかりとつかむというのが今後の運営していく上で大事じゃないかなと思って聞いているんです。何してたんかというんじゃないんです。結果、よくなったわけだから、やっぱりその中身をしっかりと見て、露天風呂をやめただけでこんなに減るのかなと、私は風呂に行ってみてそんなことないと思うんですね、だからその原因をしっかりとつかんで今後に活かすべきじゃないかなと思って聞いているんですが、課長わかれば、わからなければ考えてください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 議員ご指摘のとおり、日々水道の使用につきましても、チェックして漏水等といいますか、無駄のない使い方を心がけていきたいと思えます。

先ほど申し上げましたとおり主な原因としましては、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、露天風呂の漏水が一番大きいのではないかというふうに考えておりますけれども、それ以外でも無駄な使い方があったとか、そういったチェックにつきましても調べていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 今の件に関しまして、少し考え方を述べさせていただきたいと思っております。

当然そういった減ったことはいいことでございますので、その原因をですねきちんと追究をするということは大切なことだろうと思っております。

あわせて、公共施設の管理につきましては、これから大変な時期を迎えます。庁舎にしましてもしかりでございます。関係のそういった機関がだんだん老朽化をいたしております。今後は修繕、あるいは補修等も考えていかなければなりません。やはりこの施設の管理につきましてはですね、大きな課題としてですね取り組んでまいりたいと思っております。

その上で、今幾つかの施設を指定管理者に委託をしておりますけれども、指定管理者任せにしているかというところをですね、やはり私どもはしっかりと反省しなくてはなりません。その施設の所在はどこにあるのか。公共の施設、町の施設でございますので、町が責任を持って管理をしていかななくてはなりません。そういった意味ではですね、先ほど少しご指摘がございましたけれども、それぞれの担当課

としてもですね、それぞれの指定管理者とともにですね、施設の管理につきまして
は考えていくという方向でこれまでも、これからも臨んでまいりたいというふうに
思っております。

○議長（笠原良一君） いいですね。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） なければ次に、91ページ農林水産業費から、113ページ上
段の土木費の住宅建設費まで、質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 農業委員会費についてお尋ねしたいと思います。

議案の審査の中で、耕作放棄地の問題がちょっと出てたかなというふうに思うん
ですが、農業委員会等の仕事が、農業委員会に関する法律の中で規定がされている
というふうに思うんですが、この法に基づく農業委員会が処理する事項というのは、
法でいうと、第何条のどの点なんでしょうか。

まず最初にお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） 農業委員会につきましては、地方自治法の14
7条で市町村の機関である町村の統括の中に属して業務を行うということになって
おりまして、その業務につきましては農地法関係、農業基盤整備法の関係の業務を
主に行っているところです。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） もうちょっと詳しく教えていただきたいと思うんですが、農
業委員会等に関する法律、この中で第6条に農業委員会はその区域内の次に掲げる
事項を処理するというので、今言われた農地法に関する問題、農業経営基盤強化
促進法に関するもの、あと特定山村地域における農林業の活性化、基盤の促進に関
する法律、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間の交流の促進に関する法律
とかという中で、このようになっているんですね、農業委員会はその地区内に次に
掲げる事項に関する事務を行うことができるということで、1、2、3、4、5、
というふうに規定されています。

議案の審査のときに、耕作放棄地等についてはどういった法に基づいてするのか。
できる、できないという意見があって、結論がしっかり出ないままあのときは終わ
ったかなと思うんですが、それで私はどの法律でそこまでやらせることができるの
かということをはっきりさせてくださいというふうに言いました。農業委員会はひ
とつの独立した団体であります。公選で選ばれた人たちでつくる委員会であるわけ
ですが、その点はちょっと正確にしていきたいと思うんですが。

○議長（笠原良一君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） 農業委員会の業務につきましては、吉川議員の方から業務内容をちょっと説明していただきましたけども、耕作放棄地の業務を農業委員会が行っているのはどういう理由かということだと思いますけども、地方自治法ですね180条の2の項目におきまして、他の執行機関との関係という項目がありまして、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を公共団体の委員会に対しまして、協議を行い委任することができるという項目がありまして、こちらの耕作放棄地の関係の業務につきましては、町長部局から農業委員会に業務が委任をされているというふうに理解しております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 地方自治法180条の2項ということですかね。

その条項はちょっとしっかり調べてなかったんですが、農業委員会は先ほど言いましたその地区内に掲げる公務を行うことができるというのが第6条2項。それから第4項に市町村長、その他の市町村の執行機関の法令の規定に基づく権限の行使を妨げないというのがありますが、その180条の関係でいくと、このことですか。

この農業委員会に関する法律でいえば。

○議長（笠原良一君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） 農業委員会の事務委任規則というのがありまして、こちらのほうに地方自治法の180条2の規定に基づきまして必要な事項を定めるということで委任を受けております。

第2条の中に、農業経営基盤強化促進法、第2項に農地保有合理化促進事業に関する業務、3項で農地法というふうになっておりまして、農地法の中で、耕作放棄地利用状況調査を行いなさいという規定がありまして、その利用状況調査の中で、耕作放棄地の、利用状況調査といいますのは、農地がどういう利用をされているかということで、農地の確認をする中で、耕作放棄地の関連も一応確認をなささいということで、重ねて耕作放棄地業務を行っているというふうに理解しております。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） ちょっとまだよく理解できません。またもっとしっかり私も勉強したいと思うんですが、私は農業委員会というのは、独立した機関だというふうに判断していたので、そこに委員さんが町長の諮問を受けたからやっているんだという話を私にちょっとされたんですが、「ええ、そんなことできるのかな」というのが、私の率直な意見だったわけです。それでこの問題を聞こうと思ったのが、当

然のことながら費用弁償等も支給されるんだらうというふうに思いますので、そこがなんら問題ないのかなということで聞いたわけです。耕作放棄地の調査を行ったというのはあると思うんですが、行われて農業委員会の人たちには当然のこと費用弁償を支払われたというのは、間違いはないですか。

○議長（笠原良一君） 事務局長。

○農業委員会事務局長（草野信一君） 費用弁償の支払いを、運用状況調査の中の報酬で支払いをしております。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 少しやり取りを聞いておりまして、なんか意見がですね、ちょっとしっかりかみ合っていないなと思いますので、基本的なところだけ言わせていただきたいと思っております。

要は農業委員会に、町の事務である農業振興地域の見直しでありますとか、あるいはそういった耕作放棄地の事業でありますとかというのをさせていいのかというご質問だろうと思っておりますけれども、基本にありますのは、先ほど条文が間違っておりますもんね、地方自治法の180条の2という、2ですね、2項じゃなくて、180の2でございます。この中で他の執行機関との関係ということであってございます。地方公共団体の長はその権限に属する事務の一部を、当該普通公共団体の委員会又は委員と協議をして、普通公共団体の委員会、委員会の委員長、委員もしくはこれらの執行機関の事務を補助する職員、もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員に委任をし、又はこれらの執行機関の事務を補助する職員もしくはこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして、補助執行させることができるというこの条文を引用いたしまして、いわゆる農地にかかわる事務につきましては、農業委員会がある程度ひとつにまとめて、一貫してやったほうが効率的でもありますし、よりいい仕事ができるだろうと、いわゆる農地転用というのがひとつの大きな農業委員会の仕事がございますけれども、その前段として農業振興地域からのいわゆる除外の事務もでございます。そういった一連の流れをですねひとつの農業委員会という中で進めていったほうがスムーズにいくのではないかと。あるいは耕作放棄地につきましても、当然、町の農業振興課もその事業にはかかわってまいりますけれども、その事業そのものを農業委員会が行うということがスムーズに業務が執行できるというような考え方で、今現在は農業委員会に少し事務の補助をいただいているというところがございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） なければ次に、113ページ消防費から146ページ予備費ま

で、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、147ページ実質収支に関する調書から161ページ土地開発基金運用調書まで、質疑はありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 159ページの基金に関する点で、お伺いをしたいというふうに思います。

議案の審査のときに、基金の運用状況についてお尋ねをいたしました。基金の運用先を調べてみますと、八代地域農協が約9割近いかなと、80何%だったでしょうか。

あと2つの市中銀行に7%、8%ぐらいで運用をされていると思うんですが、この資金の運用に当たっていろんな注意事項といいますか、そういったものがあると思うんですね、まず第1は、安全であるかどうかというのが一番だと思うんです。2番目に有利だということじゃないかなと思うんです。それで以前、聞いたときに運用をするのは、金利が高いからだといわれましたが、有利を優先、安全を2でされていると思いませんが、どうですか、会計管理者。

○議長（笠原良一君） はい。

○会計管理者（濤岡美智代君） 基金等の資金管理につきましては、安全かつ効率的な管理運用を基本としております。定期預金での管理をしておりますが、氷川町資金管理運用基金により、町内に支所及び支店を有する八代地域農協、肥後銀行、熊本銀行の3機関で、より有利な運用になりますと、八代地域農協ということになりますが、他の2つの金融機関におきましても、おおむね債務と相殺できる額の定期預金を行っております。また、この3金融機関の安全性につきましては、自己資本率、不良債権比率、格付け機関による格付け等により経営は、健全であると判断しております。

まず、第一に安全であってかつ有利であるということを基本にしておりますので、以上でよろしいでしょうか。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 安全第一、そして有利なところということでしっかり管理をしているということだと思います。

今、答弁言われた中に、要するに預け入れるわけですから、万が一のことを考えたらそれに見合う担保というのが必要になってくると、そこはきちっとされてるといふふうに発言されたかと思うんですね。

もうひとつですね、やはり肥後銀行やあるいは熊本銀行が、氷川町に支店がある

ということで、地域に対する貢献もなされて、企業としてなされていると思うんですね。さっき言いましたように、ちょっと資料が、2012年3月1日にいただいた資料から、今回決算時にもらった資料を見てみますと、農協は3億6,000万ほど増えているというふうに思うんですね。後は変わらないか、若干減っているかと思うんですが、肥後銀行で7.776、今は熊本銀行というのかな8.926と、さっき言いました農協が83.298となっておりますが、極端に銀行の関係は少ないような気がするんですが、これはどこでもこういった感じですか、近隣の自治体の状況というのは、比較してどうですか。うちは特別農協さんという感じもするんですが、どうですか。

○議長（笠原良一君） 会計管理者。

○会計管理者（濤岡美智代君） 他町村の預け入れ割合につきましては、申し訳ありません、確認しておりません。

○議長（笠原良一君） いいですか。

○10番（吉川義雄君） いいです、はい。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） なければこれで質疑を終わります。

○10番（吉川義雄君） すみません。全体的なことを聞いて、ちょっと。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 実質収支比率と経常収支比率の数値を見て、議員必携の中に書かれてるこの決算の審査にあたってという中に、最後のところに、財政運営の適否の判断ということで出されているんですね、実質収支比率については3%から5%が望ましいと。経常収支比率については75%以下が望ましいというふうに出されているわけですが、本町の実質収支比率は8.4%、経常収支比率は91.5%というふうになっています。特にこの経常収支という点でいけば、弾力性が言われているわけですね。そういった点でこの数値について財政担当課、どのように判断されていますか。前年度よりも率という点ではどうかなというふうに思うんですが。

○議長（笠原良一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（平 逸郎君） 実質収支比率と経常収支比率等の財政指標につきましては、監査委員さんの基金運用状況審査意見書の中の10ページのほうに記載をさせていただきます。その中で監査委員さんの意見も付されておりますけど、今回、実質収支比率につきましては8.4%ということで、実は平成22年が12.1ということで、そのあと12.1、9.2、8.4と少しずつ落ちてきてはおります。ただこれはですね、あくまでも翌年度に繰り越すべき収支のほうで、今年度の場合3億4、

000万ほどございました。147ページ決算書のほうに載っておりますけど、これが分子のほうになりますので、この額が繰り越すべき金額が大きくなればなるほどですね、この率というのは上がってまいります。じゃあ仮に適正といわれる3から5%内にするにはどうしたらいいかと、これは極端なお話なんですけど、基金に積み立ててしまえばこの額は落ちてきます。この率はですね。ただし、そういったことをやると翌年度財源がですね非常に厳しくなるということで、氷川町におきましてはこの3億4,000万を財調には24年度は1億ぐらい積み立てて、残りを全部繰り越しております。じゃあ3から5%に落とすためにはあと財調を1億ほど積みめば5%に落ちるとそういったような形になります。

ということで、今の氷川町の財政状況を考えたときには、やはり繰越金がどうしても3億4,000万ほど必要ということで繰り越しております、結果、実質収支率が8.4%になったというふうに理解しております。

県あたりの指導もですね10%を超える場合にはきちっとした財政運用ができてないということで、理由等をですね付さなければいけないということになっておりますけど、今回、8.4となったいきさつというのはそういった事情でございます。むしろどちらかといいますと公債比率のほうをですね財政では重視しております、その分では年々公債比率等が落ちてきておりますので、財政運用としましては非常に状況的には、現段階においてはいいのではないかとこのように考えております。

それともうひとつ、経常収支比率91.5%ということで、仮に100億円歳入があった場合には、もう91億円が行き先が決まっているということで、投資的経費に回す部分が非常に融通がなくなってきたと、こういったものは確かに感じております。どうしてもですね人件費よりもむしろ施設の管理費あたりに歳出するお金が多いというふうに分析をしております、これは非常に課題になっております。緊急的にですねハード事業が必要だった場合にはじゃあどうするのか。そういう対策としましてはやはり氷川町としましては、財調の23億ございますので、そちらを回しながらですね、必要な事業をやっていくべきというふうに判断をしております。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） やはり少し長期的に確かにうちの場合は大きな事業をこの間積極的に取り組んできたその結果、こういった数値に表れるのかなというふうに思っています。将来の財政負担というのも考えながら当然対策をとっていかれると思うんですが、もう一点お聞かせいただきたいんですが、今言われた基金の積み立ての関係ですけども、基金はこの間、藤本町長になってからといいますか、合併して

からこの間かなり積み増しをされてきたというふうに思っています。約この4年間で1.6倍ぐらいになったかなというふうに思うわけですね。氷川町の当初からしますと、一般基金の合計というのは約10億、平成18年、24年は33億だというふうに思います。だからそういった点ではこれを将来の行政運営に活かしていきたいということでやられるんだろうとは思いますが、地方債残高の伸びと比べたら圧倒的に基金積み増しが多いわけですが、その考え方だけちょっとお聞かせください。今後、合併した関係で交付税が減らされてくるというのもひとつあるわけですが、そういったことも考えると一定の積み上げというのは必要かなと思うんですが、やはり基金を余計積み立てるということになる、もっとやりたい事業もセーブせんといかんだったんじゃないかなとかいろんなのもちょっとあるわけですね、そういった点でこの考え方を聞かせてください。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 先ほど担当課長から申し上げましたけれども、考え方はそのような考え方でございます。今、議員がおっしゃいましたこれから将来に向けての考え方ということになりますが、議員もおっしゃいましたとおり合併10年後から交付税の算定が変わって、少しずつ減ってまいります。交付税の金額が減るということは、どこからかその金額を補てんしなくちゃならんということでございまして、そういった財源に充てるということも当然のことでございます。

あわせて、これから先も大きな事業は次から次とやってまいります。今、竜北地区の下水道工事を行っておりますけれども、27年度までに完成をいたしましたのちには、下水道の宮原処理区ですね施設の整備、あるいはその考え方というのを整理をしませんと、それにもまた数10億規模の投資が必要になってくるんだろうというふうに予想しておりますけれども、そういったところの財源の確保のためには、やはり辛抱できるところは辛抱し、積み増すところは積み増していくというのが今の財調の考え方でございます。

ただ、いずれにいたしましても必要な事業をやっていかなければなりません。じゃあこの4年間で町民の皆さん方に必要な事業を何もしなかったのかということにつきましては、議員ご承知のとおりそれぞれ町民の皆さん方に必要な事業につきましては、新たな事業も展開をしてきているところでございまして、やはりそういった切り詰めるところは切り詰める、使うべきところには使っていくという姿勢はですね、今後も示してまいりたいというふうに思っております。

やはり限られた財源でございますので、その財源をいかに有効に活用していくかということが、私たちの大きな名代だろうというふうに思っておりますので、そういった姿勢で今後も臨んでまいりたいというふうに思っております。

○議長（笠原良一君） いいですか。

○10番（吉川義雄君） はい。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

江寄議員。

○3番（江寄 悟君） 認定に反対する立場で討論をいたします。

今回の24年度の決算の認定書を見てみますと、まずインターチェンジにおいては企業誘致のめども立っていない、また今見直しがされている農振地域についても、インターチェンジとの関連は全くない、そういう中で工事が既に発注されているんですけども、非常に私は先の見えない予算の支出であったのではないかというふうに思います。

また、再三再四町長のほうに情報公開を求めましたが、結果的に用地買収費の中身については、町長の方だけでもという話で確認をさせてもらいましたが、結果的に何の情報もいただけない。私は町長として自分の土地を町の税金で自分が買う、土地は動かさないからそれはルート変更できない限り仕方ないと思うんだけど、その梨園にある梨の木の補償を町の税金でいただくということに関しては、手立てがなかったのか、それは町長自らが梨の木を処分して、そのあと用地を売却すれば税金をそれだけ払わなくて、町長の懐が肥えなくてよかったのにな。そういうものを含めてインターチェンジの予算執行については、非常に私は問題があって認められないなというふうに思っています。

また、入札制度改革については、最低制限価格、なんとか国・県のレベルと足並みをそろえなくても、こんなちっちゃな財政規模ですから、その最低制限比率を下げ、高止まりしない入札制度にしたらどうですか。これはずっと言ってきたことなんです、今回も竜北東小学校の耐震工事、おおむね3億円について執行がなされました。これについても最低制限価格を下げれば、約3,000万円、少なく見積もっても1,500から2,000万円は私は浮いているんじゃないか。そういう意味では今回、24年度の予算執行にあたって、決算されたものを見ると非常に無駄遣いが多い、また情報の開示がされていないということで反対をいたしたいと思います。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

永田議員。

○14番（永田義昭君） 私は賛成の立場で討論いたします。

先ほどインターチェンジの件、議員が言われましたけど私はやはりスムーズに着々と、2件ちょっと進行しないところがある、買収できないところがあるということを知りましたが、進んでいると思います。用地買収も基準に沿って私は行われていると思います。

入札の件、やはり県の要綱に沿って行われていたと、行われたと思いますので、私は賛成いたします。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、認定第1号は、認定することに決定しました。

○議長（笠原良一君） 暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時24分

再開 午前11時31分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第13 認定第2号 平成24年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第13、認定第2号、平成24年度氷川町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。ページと項目を指定してください。

歳入の11ページ国民健康保険税から18ページ諸収入の雑入まで、質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） ページでいきますと12ページ国民健康保険税ですが、滞納関係については、町税のときとほぼ同じことだというふうに思いますし、審査の中で知りましたので、この国保税の世帯当たり、また一人当たりで、前年度と比べて率は変わっていませんが、金額的には高くなっていると思うんですが、その理由は

わかりますか。

その点まずお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 一人当たりの国保税が上がっているというふうなご指摘でございますが、何が原因かというのを特定はしておりませんで、所得との関係が大きいというふうには認識しておりますけれども、原因というのまで特定はしておりません。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 世帯当たりの保険税額が、決算の資料で見ますと平成23年が世帯当たり19万3,000円、平成24年度は19万6,000円、一人当たりで見ますと平成23年が8万9,000円、平成24年度は9万900円というふうになってるんですね。合併からずっとこの間、毎年ずっと上がってきてるんですよ。それでその原因はどこかなというふうにちょっと聞きました。

ちなみに、合併する前から比べて見ますと、本当はかなり上がってるんですね。竜北地区を見ますと、世帯は逆に87.82%というふうに減って、一人当たりは115.8%、宮原地区で見ますと世帯当たりで134%、一人当たりは139%と、ちょっと高くなってるんですが、そのことは把握されていましたか。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） すみません。議員がおっしゃいました世帯数の増減の数字について、すみません、抑えておりませんでした。

以上です。

○10番（吉川義雄君） はい、いいです。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、歳出の19ページ総務費から32ページ財産に関する調書まで、質疑はありませんか。

○10番（吉川義雄君） 議長。

○議長（笠原良一君） はい。

○10番（吉川義雄君） 20ページ保険給付費のところまでですが、医療費の動向についてちょっとお伺いしたいと思うんですが、医療費の伸びというのは税にはね返ってくるというふうに思うんですが、医療費の伸びはどのようになっているのでしょうか。前年度と比べてどれくらい伸びたかわかりますか。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 伸びにつきましては、前年度比で3.8%を超える伸びを示しております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 決算のこれも資料をちょっと見てみますと、今、課長が言われたように3.8%の伸びと、毎年この程度で伸びているというふうに判断されていますか。

やはり、ちょっと長いスタンスで見る必要があるんじゃないかなというふうに思うんですが、医療費の伸びについては合併後、約117%程度保険給付費は伸びました。あと後期高齢者支援金だとか、前期高齢者納付金あるいは老人保健拠出金、介護納付金とこれらずっと歳出の伸びを見てみますと、歳出全体の伸びは106.79ということで伸びてない、今、言われた医療費の伸びがかなり伸びているかなと思うんですが、なぜこれ聞いたかという、先ほど保険税の伸びが高く、医療費の伸びよりも、保険税の上がる率が高いんじゃないかなと思って聞いたんですが、医療費のこの伸び、今後抑える手立て、病院にかかるなということじゃなくて、いかにして抑えるかという点での考え方をちょっと聞かせてください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 保険給付費、療養費の伸びにつきましては、前年度比3.8%を超える伸びというふうに申し上げました。ここ数年の伸びというのが4%弱の伸びを示してるというふうに認識をしております。

ご質問の内容のこの伸びを抑えるといいますか、どういう方法があるかということなんですけれども、現在、当課では検診事業をすすめております。その中でも特定保健指導という形で、ハイリスクの方につきましては、もうマンツーマンといいますか、直接一対一で保健指導に当たるということに取り組んでおります。健康を改善していただくというか、維持していただくということで医療費の高騰を抑えるといいますか、健康を維持していただくための方策として検診事業をすすめていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（笠原良一君） いいですか。

○10番（吉川義雄君） はい。

○議長（笠原良一君） ほかにありますか。

江崎議員。

○3番（江崎 悟君） それでは31ページの実質収支に関する調書について、決算審査の中でいろいろ審査をさせていただきまして、町長のほうにその情報がいつい

るかどうかわかりませんが、監査の意見書の中に国保会計については自主財源が7,780万、11%増加していますよというふうに書いてあります。ただ審査の中で去年の繰越額が8,500万あって、今回、1億2,600万がそのまま繰り越されているというのは、国保会計がちょっと見えなくなるんじゃないか。必要な繰越額が幾らなのか、例えば、8,500万で繰越額がいいのであれば、残りの4,000万については基金に積み増すか、一般会計に戻してやらないと、25年度の一般会計の補てん額っていうのが非常に24年度と25年度に差異が生じてきて、国保会計がどう動いているのか、一般会計からどれだけ補てんしていくのかというのが非常に見えないから、ここの処理の仕方については検討すべきではないでしょうかということで、財政課長にも健康福祉課長にもその旨お話をしたところですが、この処理について今回、1億2,600万のそのまま繰り越したということについて、今後どういうふうな処理をしていくのかというのを、もし町長にその情報が流れてて検討されてたのであれば、町長そのご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（笠原良一君） 町長。

○町長（藤本一臣君） 決算審査の内容、情報につきましては詳しくは聞いておりません。今、お聞きしました。

一部の部分はですね、そういったご意見があったということは聞いておりますが、それに対してどうするのかという話し合いはまだ、多分これから担当課のほうからご相談があるのかなと思っておりますけれども。議員おっしゃいますとおり、やはり国保財政というのは独立したいいわゆる会計であります。やっぱりしっかりと目に見える形での運用が一番大切だろうと、私自身もそうっております。

以前から、そういった話の中で保険税アップの話をしたときに、なるべく町民の皆さん方には負担をかけずに、やっぱり行政として責任を取っていけよというようなお話がありました。そういった中で、これまでは繰入という形で一般会計から繰り入れをいたしております。いわゆる法定外の繰入でございます。それで今、この会計が回っております。じゃあ、本当にそれが適当な金額なのかどうかということにつきましては、やはり明確にすべき必要があると、そういった中で国保財政に、いわゆる特別会計に今、基金がございません。以前から私たちも皆さん方とご議論しました基金をきちんと持って、その中でやっぱり独立した会計運用をしたほうがしっかり見えていいんじゃないかと、じゃあ、その財源をどうするのかという部分もあってですね、今のところは繰入という形で運用をしておりますけれど、やはり健全な形というのはどういった形なのかというのをですね、やっぱり今後しっかりと見つめていかななくてはならないと思いますし、そのときにやはりきちんと国

保は国保で会計運用をしていくべきだと、これはもう大原則でございます。保険料とそれから法定的な繰入の中で行っていきるのが一番いいわけでございますが、それができないとするならば、じゃあ、基金から運用していくのかということで、やはり基金というものを積み増しをしまして、そこから毎年度毎年度必要な金額を見える形で行っていくべきだろうと、私もそう思っておりますので、こういった形が一番いい形なのかというのはですね、やはり今後しっかりと見つめていく必要があると思っておりますので、やはりまた担当課のほうからとも報告があった時点で、今後どうしていくのかというものも含めまして検討してまいりたいと思っております。

○議長（笠原良一君） いいですか。

ほかにありませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、認定第2号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第14 認定第3号 平成24年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第14、認定第3号、平成24年度氷川町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとしますので、ページと項目を指定してください。

歳入の41ページ保険料から48ページ諸収入の雑入まで、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、歳出の49ページ総務費から60ページ財産に関する調書まで、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、認定第3号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第15 認定第4号 平成24年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第15、認定第4号、平成24年度氷川町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとしますので、ページと項目を指定してください。

歳入の67ページ分担金、負担金から70ページ町債まで、質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 68ページ負担金、分担金のことですが、受益者分担金。この収入未済があります。この理由と取り組み状況をまず聞かせてください。

もう一点、当然のことながら加入状況も合わせてここで教えてほしいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） 建設下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） ただいま吉川議員のご質問でございますが、昨年度もご質問があったかと存じますけれども、まず未済額でございますが、この原因といたしましては経済的な理由で、世帯主の高齢化とか後継者がいないという、一人とか夫婦の世帯が増加している状況でございます。また建物がですね、老朽化してましてトイレや水まわりだけが改築しても、家全体を改築したいというご希望がございまして、時期等が検討されているところがございまして、このような経済的な理由もございまして、こういうものが要因と考えているところでございまして、

2点目でございます。加入促進の状況でございます。これらにつきましては、普及促進のためにですね、供用開始後3年以内にですね、くみ取り、単独浄化槽、合

併浄化槽から下水道に接続するために助成金というのを行っております。これにつきましては2万円から8万円の助成金を行っておりますが、この助成金の制度を含めたところで受益者への説明会、それと工事実施時、供用開始時、それぞれ説明会をその地区に行っているところでございます。

また、建設業協力会とか指定工事店等で施工業者の連携を図りまして、チラシ等の配布や接続の勧誘に推進していただいております。供用開始後3年目を迎える未接続世帯へは、個別にチラシ等を配布いたしまして、職員で現地等へ行く際に、未加入世帯への戸別訪問の勧誘を行っているところでございます。

続きまして、2点目でございますが、加入状況でございます。この加入状況といえますのは、加入促進についての加入率、水洗化率でございますけれども、宮原処理区自体はもうほとんど整備済みで97%の加入率となっておりますが、竜北処理区につきましては昨年度が51.8%の加入率でございまして、平成24年度の末では55.1%となって、少しではございますが上昇しているところでございます。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） この分担金、過年度も含めてですが、件数でいくと約700件ぐらいかなという、ああ、そうか、入れている人もいるので、この数はどれだけですか。分担金の過年度も含めた数、世帯。

○議長（笠原良一君） 下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） ただいまの質問でございますが、分担金の過年度分につきましては1,314件、これは24年度のこの決算に対してのものでございます。現年度の分担金の収入未済額が109件でございます。

以上でございます。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 先ほど課長のどういったことを取り組んできたかという点で話ありましたが、今の数でいきますとまだまだかなりの世帯で接続されていないというのもあるわけですが、当然のことながら、接続しないということはこの分担金も後でということになってるのかなと思うんですが、決算のときに、資料請求をもらった点でいきますと、宮原地区の場合は97.2%、高齢者もこの中にはたくさんおられると思うんですが、竜北地区でいきますと若干進んで55.1%と言われたのですかね、もっとこう歳出のところで聞かなくちゃいけないのかもしれませんが、補助金等の、助成金等のことももっと考え方を変えないと促進できないんじゃないかなという気もするんですが、促進についてはどうだったんでしょうか。

○議長（笠原良一君） 下水道課長。

○建設下水道課長（森田寿也君） 昨年も申し上げましたが、助成金制度はこのくみ取りから単独浄化槽、合併浄化槽、これらを下水道に接続した場合に2万円から8万円の助成を行っているというのが助成金制度であります。これらにまた今後はですね、県と県内の市町村の加入促進に対する取り組みにつきまして、調査いたしまして、当町により良い加入促進方法が見つかると思いますので、検討してまいりたいと思っておりますので、議員さんたちのご協力とご指導をお願いしたいと思っております。

○議長（笠原良一君） はい、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、歳出の71ページ公共下水道事業費から、83ページ財産に関する調書まで、質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今、歳入のところでもどう促進するかというのが下水道の決算を見るたびに思うわけですね。それで確かに高齢者で建物も老朽化している、経済的な理由等が、私は大きいんじゃないかなという気がします。それで今少し課長が言われたわけですが、ぜひ他の自治体も調べて、助成策を大幅に見直すというか、検討し直す、そしていかないと普及促進というのは難しいんじゃないかなと。

下水道の起債残も50億近くだったかなと思うんですね。これだけ大きな事業をやっていくわけですので、下水道というのはその文化水準のバロメーターとも言われているわけで、これだけ力を入れているから、やはり積極的に働きかけができるような助成策の見直しをぜひ検討して取り組んでいただきたいというふうに思います。

○議長（笠原良一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、認定第4号は、認定することに決

定しました。

昼まではこれで終わります。昼から1時半から始めます。

-----○-----

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時30分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----○-----

日程第16 認定第5号 平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の
認定について

○議長（笠原良一君） 日程第16、認定第5号、平成24年度氷川町宅地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。ページと項目を指定してください。

歳入の90ページ財産収入から、91ページ諸収入の町預金利子まで、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 次に、歳出の92ページ土木費から、95ページ財産に関する調書まで、質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、認定第5号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第17 認定第6号 平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（笠原良一君） 日程第17、認定第6号、平成24年度氷川町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑の回数は項目ごとに3回までとします。ページと項目を指定してください。

歳入の102ページ後期高齢者医療保険料から、105ページ諸収入の雑入まで、質疑ありませんか。

吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 103ページ後期高齢者の保険料に関してですが、この保険料の滞納分、それから不納欠損分にされていますが、この保険料について言えば、私が調べた中では、収入がゼロであっても家族が保険料を払わなければならないというふうに理解してるんですが、その点はどうですか。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 今ご質問の内容が、ご家族があられる世帯のことを指されていると思うんですけども、後期高齢の対象者の方お一人、お一人に保険料を納めてもらうというふうになってるんですけども、課税の、課税というか、連帯義務、保険料の連帯納付義務というので、世帯主、それから配偶者のほうにも納付義務というのを定めてございます。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） それで例えば、ここに不納欠損13万7,900円、収入未済約64万ほどありますが、この内容をちょっと説明してください。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） まず、不納欠損額13万7,900円でございますけれども、こちらは対象者が3名でございます。それから収入未済額64万1,100円でございますけれども、現年度分につきましては19名、滞納繰越分過年度分については9名の対象者でございます。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 最初、収入がなくても世帯主あるいは配偶者が払うことになるということでしたので、当然、ここに出されている不納欠損、収入未済について言えば家族がいない等そういったことが主な原因でしょうか。約30名ほどですかね、不納欠損、収入未済合わせればありますが、この人たちはそういうことですか。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） まず、不納欠損の3名の方につきましては、1名は亡

くなっておられます。それからあのお二人につきましては、時効2年ということで不納欠損をしてるんですけれども、納付がなかったというふうなことで2年経過してしまったというふうなところでございます。

収入未済額の19名と9名につきましては、ご家族がいらっしゃるというふうには捉えておりませんで、まだ徴収努力をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 今のはわかりました。

もう1点、保険料ですが、熊本県の場合は月額4,439円だと思いますが、月額はどうなっているのでしょうか。

それから、審査のときに葬祭料についてどうなっているのかということで、出てないんだったら本町の事業としてはできないのかといろいろありました。今日もらった資料を見ますと葬祭料は出ているということですが、全国一律、この2万円なんでしょうか。

これはあとで、すみません。歳出で聞かんだったですね。

○議長（笠原良一君） まあよかですたい。聞きなはったけんが。よかな。

○10番（吉川義雄君） よかですか。すみません。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 最初のご質問でございますが、保険料につきましては、熊本県の連合会というところで一律というふうになるんですけれども、24年度、25年度の保険料率につきましては、均等割と所得割でそれぞれ決められておりますが、均等割額につきましては4万7,900円、それから所得割額につきましては、総所得に対しまして33万円の基礎控除を控除したあとに9.26%という所得割率というのを掛けて計算をさせてもらっております。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） それでその収入が被保険者一人当たり直しますと4,439円になっているかと思うんですが、間違いありませんかね。

○議長（笠原良一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） 4,419円という数字をすみません、私まだ手元に確認をしておりませんもんですから、ちょっとお答えできません。すみません。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 課長に事前に私が調べた資料をお渡ししていました。後でそ

れを見てください。

4,439円というふうになっているかと思います。この一人当たりの金額というのは全国的には半分くらいの水準にあるわけですが、これが例えば、平均的な厚生年金受給者の場合は、全国で9番目と高いところに熊本県はあるわけですね。そういう点では決算が11月ということだったですよ、審査の中で決算が出てれば出して下さいと言いましたが、11月ということでした。保険料が高くて大変だなという、この後期高齢者の会計そのものがちょっと問題かなと思います。

あと、葬祭費については歳出になってからお答えください。

○議長（笠原良一君） あとでも、よかよか、ほんなら答えられますか。

○健康福祉課長（山下 剛君） すみません。

○議長（笠原良一君） はい、どうぞ。

○健康福祉課長（山下 剛君） 全協のときに私が勉強不足で「ない」というふうなことを申し上げて申しわけございません。

連合会の方から直接の支払いということで132件の葬祭費、単価は2万円でございます。支払われております。氷川町の場合ですね。それが全国的に2万円という単価がどうなのというご質問なんですけれども、すみません、そちらのほう調べておりませんもんですから、お答えできませんので、調べておきたいと思います。

以上です。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○10番（吉川義雄君） 全国的な調査があって、2011年度の資料が一番新しいんですが、熊本県は2万円と、一番高いのは5万円です。5万円というのが28道府県、1都2府25県ですかね、3万円が10道県、2万円というはわずかに9県しかなくて、ほとんど九州なんです。だからこの後期高齢者では九州は保険料は高く葬祭費が一番低いというのがあります。ぜひ、資料も渡してたかと思しますので、ぜひ、しっかり見ていただきたいと思います。

あと、直接、今言われたように、直接行って町で歳出に関して何かできるのかなと思っていろいろ見てみましたが、ほとんどないのでですね、あれなんです、やはりこの制度そのものはなくしたほうが良いという話もあってたかと思いますが、国の方は、民主党政権時代にはそういう話までいきましたが、これは続くんでしょうか。もしよかったら教えてください。関係ないということであればいいですが。

○議長（笠原良一君） 答えられますか。はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山下 剛君） この後期高齢者医療制度でございますけれども、県単位で連合会として運営をされています。国保につきましても、現在、県単位化というのがすすめられようとされておりまして。それと、合体するかしないかはわからな

いんですけれども、単位的には広域化といいますか、県単位での運営というのが流れなのかなというふうに感じております。

以上です。

○議長（笠原良一君） いいですか。ほかにありませんね。

次に、歳出の106ページ総務費から、110ページ実質収支に関する調書まで、質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決します。

本案は、原案のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、認定第6号は、認定することに決定しました。

-----○-----

日程第18 議会改革調査特別委員会報告の件

○議長（笠原良一君） 日程第18、議会改革調査特別委員会報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

上田委員長。

○議会改革調査特別委員会委員長（上田健一君） 委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事件

議員、議会が本来やるべき役割を精査し、二元代表制を踏まえ、地方分権時代にふさわしく、より町民に必要とされる議会とするため、議会改革にかかわる事項について調査・研究を行う。

2. 調査の経過

平成23年12月16日、特別委員会設置

平成24年1月25日、第1回（委員長選出について）

平成24年2月2日、第2回（副委員長選出について）

平成24年2月24日、第3回（常任委員会について）
平成24年3月2日、第4回（常任委員会について）
平成24年4月26日、第5回（常任委員会について）
平成24年6月27日、第6回（常任委員会について）
平成24年8月23日、第7回（議会・委員会のあり方について）
平成24年10月5日、第8回（視察）
平成25年1月21日、第9回（議員定数について）
平成25年2月13日、第10回（中間報告について）
平成25年3月8日、中間報告
平成25年4月25日、第11回（常任委員会について）
平成25年7月8日、第12回（議会基本条例について）
平成25年8月19日、第13回（議会基本条例について）

3. 調査の結果又は概要（意見）

本特別委員会は、平成23年11月21日の氷川町区長会からの要請書提出が発端だったことは間違いありませんが、区長会から言われたから設置したのではなく、議員が自ら議会及び議員としてのあり方を見直す必要性を認識し設置したものです。

区長会からの要請内容は、1番目に、「与党、野党と分かれすぎる。良いことは良い、いけないことはいけないと与野党の枠を超えた議会であってほしい」2番目に、「議員同士の足の引っ張り合いをなくしてこれからの氷川町を議論していただきたい」3番目に、「これから財政が厳しくなるなか、定数を減らす議論をしていただきたい」というものでした。

本委員会設置に先立ち、氷川町区長会と議員との懇談会を開催しました。氷川町区長会から提出されました要請書について、区長の生の声をお聞きし、議員それぞれが疑問点や反論、意見の疎通を図ったところです。

何をもって与党・野党とするのかはわかりませんが、これまでの議会運営のあり方を中心に、本特別委員会は、これまで13回の委員会を開催し、議会の使命と議員がその職責を果たしているのかを議論してきました。

【1】議会活動の根幹をなす委員会機能について

3つの常任委員会を設置し、その部門に属する事務の調査及び議案陳情等を審査する権限を有しています。

常任委員会のあり方を議論する過程において最も反省すべき点が、この常任委員会活動をほとんど行ってこなかったということです。

これまでは、全員協議会として、全議員が参加して協議を進めてきました。このことは、全議員が全事項について知り得、平等に発言の機会が与えられる利点はあ

りますが、行政が複雑多岐となり、高度の専門知識を必要とする現在において、専門的な調査・研究をおろそかにするという欠点が生じています。また、常任委員会を構成する人数が1委員会に4名となっています。これも人数が少なく、十分な審査ができない欠点となっています。議会本来の姿は委員会活動にあり、議論できる委員会にするためにこの常任委員会を2つにすることを確認しました。

また、議案審査の方法も、これまでの全員協議会形式をやめ、委員会に付託することを確認し、委員会の機能の強化と専門性の追求を図ることを確認しました。

【2】議会を構成する議員の数について

氷川町誕生後、議員の定数は14名です。しかしながら、死亡や辞職等もあって12名で構成された期間がほとんどです。

議員には、住民の声を行政に反映させる職責がありますが、これまでの実員の12名で支障はないという意見と、議員を減らすことはそれだけ住民の声を行政に反映しにくくなるという意見がぶつかり、委員会活動のあり方にも関連し、多くの時間をかけて議論しました。

その結果、本年3月定例会において、議員定数を12名とする氷川町議会議員定数条例を制定しました。

【3】情報公開について

「議会の会議は、これを公開する。」と地方自治法で規定されています。

これまでも、傍聴の自由、報道の自由を行ってきました。これに加えて、会議録を公表することとし、氷川町ホームページ内において、会議録が自由に閲覧できるようにしました。また、これまでは議場での傍聴や振興局等での視聴しかできませんでしたが、今後はインターネットを活用し、全世界のどこからも、各家庭のパソコンからも視聴できるように整備することを確認しました。

議会改革は一朝一夕にできるものではありません。1年9カ月をかけてようやく改革の足元にたどり着いた感がいたします。まだまだ議会運営のあり方や議会機能の強化、町民参加の促進など、多くのことを議論する必要があると思います。

しかし、私たちの任期は11月5日までです。本特別委員会はこの報告をもって終わりますが、新しい議会におきましても議会改革の歩みを止めることなく、真に必要とされる議会及び議員となるために、それぞれが調査研究し、さらに議論を重ねられることを願って、議会改革調査特別委員会の報告といたします。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

-----○-----

日程第19 小川竜北インター建設促進対策調査特別委員会報告の件

○議長（笠原良一君） 日程第19、小川竜北インター建設促進対策調査特別委員会報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

上田委員長。

○小川竜北インター建設促進対策調査特別委員会委員長（上田健一君） 委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

1. 調査事件

小川竜北インター建設促進対策について

2. 調査の経過

平成21年12月18日、特別委員会設置

平成22年7月30日、第1回（事業概要について）（費用負担割合について）

平成22年8月16日、第2回（宇城市長との協議結果について）

平成22年8月23日、第3回（事業費・負担割合について）

平成23年2月26日、第4回（事業概要・橋りょう計画について）（費用負担割合について）

平成24年5月7日、第5回（整備状況について）（インターチェンジ名称について）

平成24年6月4日、第6回（アクセス道路橋の名称について）（インターチェンジ名称について）

平成24年6月5日、第7回（インターチェンジ名称について）

平成24年6月27日、第8回（インターチェンジ名称について）

平成24年7月23日、第9回（インターチェンジ名称について）

平成24年7月25日、第10回（インターチェンジ名称について）

平成24年8月23日、第11回（インターチェンジ名称について）

平成24年10月5日、第12回（インターチェンジ名称について）

3. 調査の結果又は概要（意見）

本特別委員会は、スマートインターチェンジ建設促進対策を調査するために設置したものです。

旧小川町では平成11年から、旧竜北町では平成14年から議会特別委員会を設置し、平成16年に両町による建設促進期成会が設置され事業が推進されてきました。昭和21年6月に国土交通省から連結許可が下り、ようやく事業実施までこぎつけました。

本特別委員会設置後は、速やかな事業展開を図るため、宇城市及び氷川町の事業費負担割合とスマートインターチェンジの名称案を検討しました。

事業費負担割合については、全体事業費に占める一般財源での負担割合が宇城市6対氷川町4となるように調整し決定しました。

また、スマートインターチェンジ名称案については、両市町の思惑も絡んで、数多く議論を重ねた結果「宇城氷川スマートインターチェンジ」とすることにし、名称案を決定する地区協議会へ上申しました。

本来、議会が設置する特別委員会は臨時特定の事件について設置するものであり、その事件の審査や調査が終了したときに消滅します。

本特別委員会が調査すべき事件は「インター建設促進対策」でした。

具体的な調査項目を設けて設置した特別委員会ではなかったもので、事業費の負担割合を決めたり、インターチェンジの名称案を決めたりと、行政側の諮問機関的になってしまった感はゆがめません。本来は事業を速やかに実施するための方策やインターチェンジを活用した地域振興策など、住民の目線に立った本当のインター建設促進対策を議会の立場で調査研究する必要がある、特別委員会としての機能が発揮されたとは考えられず反省しています。

インターチェンジ建設事業は、平成26年4月の供用開始を目指して着々と工事が進んでいます。

本特別委員会はこの報告をもって終わりますが、事業の早期完了と地域振興に活かされるインターチェンジのあり方を早く住民に示されることを願って小川竜北インター建設促進対策調査特別委員会の報告といたします。

すみません、訂正をお願いします。

調査の結果又は概要のところ、下から4段目のですね、平成21年6月を昭和21年といたしましたので、訂正をお願いします。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

日程第20 氷川町中心市街地活性化調査特別委員会報告の件

○議長（笠原良一君） 日程第20、氷川町中心市街地活性化調査特別委員会報告の件を議題とします。

本件について、報告を求めます。

吉川委員。

○氷川町中心市街地活性化調査特別委員会委員（吉川義雄君） 氷川町中心市街地活性化調査特別委員会報告をいたします。

1. 調査事件

平成22年度予算において、販売戦略会議が立ち上げられた。また、商工業者による地域資源活用の特産品開発や販路拡大事業により商工業の活性化を図ろうとされている施策について調査研究する。

2. 調査の経過

平成22年3月26日、特別委員会設置

平成22年7月20日、第1回（正副委員長選出）

平成22年8月11日、第2回委員会を開催し、商工観光振興協議会合同会議を開き、ワコー関係者の意見聴取を行いました。

平成22年8月26日、第3回委員会開催し、ワコー関係者の意見聴取、町営住宅建設可能性の検討、また、委員会のスケジュール、視察研修箇所の検討を行いました。

平成22年9月24日、江寄委員長の委員辞任願が提出されました。

平成22年9月30日、江寄委員の委員辞任を許可いたしました。

平成22年9月30日、第4回委員会を開き、委員補充や特別委員会の再設置を全員協議会で協議することを決定いたしました。

平成22年10月26日、米村委員の議員辞職がありました。

平成23年4月20日、全員協議会を開き、委員会を解散するのか、再設置や委員補充を協議をいたしました。

その後、委員会がしばらく開かれませんでした。

平成25年9月9日、第5回委員会を開き、委員会報告の検討をいたしました。

3. 調査の結果又は概要（意見）

合併前の旧宮原町において中心市街地再整備計画が策定され、町と商工会においてさまざまな検討がされてきましたが、なかなか事業実施に至りませんでした。合併後も、総合振興計画において中心商業地の活用を図るための施策が盛り込まれ、商工業の活性化のための施策を展開されていますが、議会としても活性化の施策を

調査研究する必要があり、この特別委員会を設置しました。

本委員会は、まず中心市街地再整備の核となる商業施設（ワコー）敷地を活用した再整備について、商工観光振興協議会と一緒に、ワコー関係者から現状の把握と意見の聴取を行いました。ワコー用地は売却されることや新たな商業施設が建設されても出店されるのかは不透明な部分が多くありました。また、核となる商業施設の規模や形態及び町営住宅等との複合施設としての可能性を検討するため、先進地事例調査の実施を計画しました。

その後、江寄委員長の委員辞任や米村委員の議員辞職により、委員7名中2名の欠員が生じたので、この特別委員会をどのように運営していくのか協議し、議会全員協議会で協議をしました。

議会全員協議会では、特別委員の目的や人数など、議会で明確に議論せずに設置したもので、特別委員会の解散・再設置や委員補充についての結論は得られませんでした。

本来、議会が設置する特別委員会は臨時特定の事件について設置するものであり、その事件の審査や調査が終了したときに消滅します。

しかし、本委員会は、特別委員会としての機能が発揮されたとは考えられず反省をしています。

平成23年3月には、町から中心市街地再整備基本計画が示され、整備シナリオのステップ1、安全性対策と利便性向上のためのコミュニティ道路及び生活道路の整備が進められています。

特別委員会としての目的は達成できませんでしたが、住民福祉の向上のため、この事業が着実に進展しますことを願って、氷川町中心市街地活性化調査特別委員会の報告といたします。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 氷川町中心市街地活性化調査特別委員会は、平成22年3月に7名の委員で設置されました。これまでのほかの特別委員会は議員全員が委員で設置されてきたものと私は思っております。設置前の全員協議会で、私はどうして7名でスタートをするんですかと問いましたが、答えは聞けませんでした。

それとですね、調査の経過報告を見ますと半年後の9月には、委員長が委員を辞任しておられます。目的をもってこの委員会を設置されたと思いますが、半年で委員が辞任されたのは、なぜか。何があって辞任されたのか、よかったらお聞かせください。

○議長（笠原良一君） 吉川議員。

○氷川町中心市街地活性化調査特別委員会委員（吉川義雄君） まず第1点目のなぜ7名かということですが、議員発議でこの中心市街地活性化調査特別委員会を設置するということに、提案される、発議をされた発議が7名でした。その後、この委員会ではなぜ7名かという議論はいたしておりません。当然、設置するときに議論があったと私は理解していますが、そのようなことです。

それから、委員長の辞任について出され、これについても議員の個人的な理由があったかと思いますが、委員会で委員長が辞める、委員長が委員を辞めることについてそれを議論はいたしておりません。委員長がいなくなったわけですので、委員長選出をどうするかという議論は行いました。しかし、辞めることについては委員会としては何も議論はしておりません。

以上です。

○議長（笠原良一君） 坂本議員。

○13番（坂本悦男君） 調査目的があったからこそ特別委員会を設置されたものと思いますが、この経過を見ますと、委員会設置は本当に必要だったのか、私は疑問に思いました。

以上です。答えは要りません。

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告済みといたします。

-----○-----

日程第21 陳情第2号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について（総務常任委員長報告）

○議長（笠原良一君） 日程第21、陳情第2号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択に関する陳情について（総務常任委員長報告）を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

○総務常任委員長（上田健一君） 総務常任委員会報告書。

総務常任委員会に付託されました陳情第2号、「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

平成24年10月に導入された「地球温暖化対策のための税」は、化石燃料に由

来する二酸化炭素の排出抑制を進めるとともに、エネルギー起源二酸化炭素排出抑制対策を強化するために創設されたものです。

現政権は、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から推進する必要性を認識しています。エネルギー起源二酸化炭素排出抑制のための諸施策を実施する観点から、地球温暖化対策のための石油石炭税の特例措置が講じられている一方、森林吸収源対策については、平成23年度から国産・地域産木材の利活用の促進や再生可能エネルギーの導入などの対策として100億円（都道府県50億円、市区町村50億円）の地方交付税を配分しています。

平成24年度税制改正大綱では、「地方財源を確保・充実する仕組みについて、平成25年度実施に向けた成案を得るべくさらに検討を進める。」と明記されましたが、平成25年度税制改革大綱では、「消費税法等改正法第7条の規定に基づき早急に総合的な検討を行う。」といった表現にとどまり、制度創設には至りませんでした。そのため、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を担う市区町村の財源確保とともに、頻発する自然災害等の脅威から国民の生命・財産を守るための森林・林業・山村対策を早急に推進するため「石油石炭税の税率の特例措置」による税收の一定割合を、森林面積に応じて市区町村に譲与する制度の創設を実現させるための活動が展開されています。

平成24年12月に本町議会は、「地球温暖化対策に関する地方財源を確保・充実する仕組みの構築を求める意見書」を採択し、政府並びに国会へ提出しました。

本委員会は、これまでの経過を踏まえ、森林を再生しないことには二酸化炭素の吸収もできず、そのために石油石炭税の税收の一定割合を譲与する制度は必要不可欠なものであるという結論に達し、全員一致で本陳情を採択することに決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、陳情第2号は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第22 陳情第3号 道州制導入に反対する意見書について(総務常任委員長報告)

- 議長(笠原良一君) 日程第22、陳情第3号、道州制導入に反対する意見書について(総務常任委員長報告)を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長。

- 総務常任委員長(上田健一君) 総務常任委員会報告書。

総務常任委員会に付託されました陳情第3号、道州制導入に反対する意見書について、委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

自由民主党・公明党においては、道州制の導入を目指す法案の国会への提出の動きが見られます。また、日本維新の会・みんなの党は、既に共同で「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査の扱いとなっています。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないままに期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村は事実上の強制合併を余儀なくされ、住民と行政との距離が遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかとされております。

本委員会では、三位一体改革・地方分権の掛け声で市町村合併が進められたが、その実は財政的な締め付けからの合併だった。市町村合併の検証もされないままに、根本的な地方分権の方向性が見えないままに道州制を導入することは、今まで以上に国が権限を持ち、国の地方に対するコントロールが強くなるばかりで、道州制の導入には反対するという結論に達し、全員一致で本陳情を採択することに決定しました。

議員各位におかれましては、本委員会の決定のとおり、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。総務常任委員長の報告を終わります。

- 議長(笠原良一君) これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、陳情第3号は、採択することに決定しました。

-----○-----

日程第23 発委第1号 氷川町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（笠原良一君） 日程第23、発委第1号、氷川町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発委第1号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第1号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、発委第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第24 発委第2号 氷川町議会基本条例の一部を改正する条例について

- 議長(笠原良一君) 日程第24、発委第2号、氷川町議会基本条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発委第2号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 異議なしと認めます。

したがって、発委第2号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長(笠原良一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発委第2号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

- 議長(笠原良一君) 起立全員です。したがって、発委第2号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第25 発委第3号 地方自治法第96条第2項に規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について

- 議長(笠原良一君) 日程第25、発委第3号、地方自治法第96条第2項に規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

発委第3号は、会議規則第39条第2項の規定によって、提案理由の説明を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、発委第3号は、提案理由の説明を省略することに決定しました。
これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。
これから発委第3号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、発委第3号は、原案のとおり可決されました。

ちょっと休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時18分

再開 午後2時20分

-----○-----

○議長（笠原良一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま、片山議員から発議第7号及び発議第8号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2を議題にしたいと思います。
ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

発議第7号及び発議第8号を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

追加日程第1 発議第7号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について

○議長（笠原良一君） 追加日程第1、発議第7号、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書についてを議題とします。

提出者の片山議員の説明を求めます。

○12番（片山裕治君） 発議第7号、賛成者、永田義昭議員、提出者、片山裕治。

森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室効果ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経緯を踏まえ、「地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置」が平成24年10月に導入されたが、用途は、CO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、「早急に総合的な検討を行う」との方針にとどまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備・保全等の森林吸収源対策や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的・総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これらの市町村では、木材価格の暴落・低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生させることとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的・安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、下記事項の実現を強く求めるものである。

記

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森

林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収入の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年9月17日

熊本県八代郡氷川町議会議長 笠原良一

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上よろしく願いいたします。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第7号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立全員です。したがって、発議第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

追加日程第2 発議第8号 道州制導入に断固反対する意見書について

○議長（笠原良一君） 追加日程第2、発議第8号、道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

提出者の片山議員の説明を求めます。

○12番（片山裕治君） 発議第8号、提出者、片山裕治、賛成者、永田義昭議員。

道州制導入に断固反対する意見書について。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月1

5日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。さらに7月18日には、「道州制は絶対に導入しないこと。」とする要望を決定し、政府・国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また、野党の一部においては、既に「道州制への移行のための改革基本法案」を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、我々の要請を無視するかの動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては、事実上の合併を余儀なくされるおそれが高いうえ、道州はもとより再編された「基礎自治体」は、現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまで国民の生活を支えるため、食糧供給、水源涵養、国土保全に努め、伝統・文化を守り、自然を活かした地場産業を創出し、住民とともに個性あるまちづくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めることが、ひいては、全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、氷川町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成25年9月17日

熊本県八代郡氷川町議会議長 笠原良一

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第一順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当
以上よろしく願います。

○議長（笠原良一君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第8号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（笠原良一君） 起立多数です。したがって、発議第8号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第26 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出について

○議長（笠原良一君） 日程第26、議会運営委員会の閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました、会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠原良一君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（笠原良一君） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第3回氷川町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午後2時31分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日 氷川町議会議長 笠原良一

平成 年 月 日 氷川町議会副議長 永田義昭

平成 年 月 日 氷川町議会議員 田中照男

平成 年 月 日 氷川町議会議員 江寄 悟